

注意事項

【記入上の注意】

- ①私費留学生及び独立生計者は本紙を必ず提出してください。
- ②申請のしおりを確認し、記載した内容の証明に必要な書類を提出してください。
- ③一般の常識的生活を維持する収入及び支出を前提として、それぞれの月額、合計月額及び年額を記入してください。
- ④不定期の収入は、過去6ヶ月の平均で記入してください。
- ⑤今年度、就労（アルバイトを含む）をする予定の場合も、予定額を収入欄に記入してください。
- ⑥授業料は支払う前提で記入してください。（法務学府、長期履修の方は金額が変わります。）
授業料（月額）：**44,650円**（授業料の合計金額を12で割った金額）

【独立生計者として申請する場合の条件】（※①～③のすべてを満たすこと）

申請要件	必要書類
①所得税法上、父母等の扶養親族でないこと	本人（及び配偶者）の源泉徴収票（写）、確定申告の控（写）など扶養親族から外れる収入があることが証明できる書類 ※提出できない場合は、父母の所得証明書（原本）（扶養親族について記載のあるもの）、令和元年分確定申告書第一表・第二表（写）、令和元年分源泉徴収票（写）又は給与所得者の扶養控除等異動申告書（写）でも可。
②本人（及び配偶者）の父母等と別居していること	申請時の住所の本人及び配偶者の住民票（原本）又は本人（又は配偶者）の賃貸契約書（写） ※入居者一覧で本人（又は配偶者）及びその扶養下にある者以外が居住していないことが分かるもの。
③本人（又は配偶者）に生計を支えるのに必要な収入及び所得があること	本人（及び配偶者）の市区町村発行の所得課税証明書（原本）及び源泉徴収票（写）、確定申告書（写）又は年収（見込）証明書（様式2） ※今年度中において、独立した生計を営むだけの収入（見込）が必要です。 ※留学生を除き、親族等からの仕送りや援助を受けている者は、独立した生計を営む者とは認定できません。

注）上記以外にも必要に応じて参考となる書類の提出を求めることがあります。

留学生の申請システムへの入力方法

申請システムの留学生用 P3 の
「収入額・支出額」のところに
様式1の
 を収入合計に
 を支出合計に
 入力する事。

【申請システム】